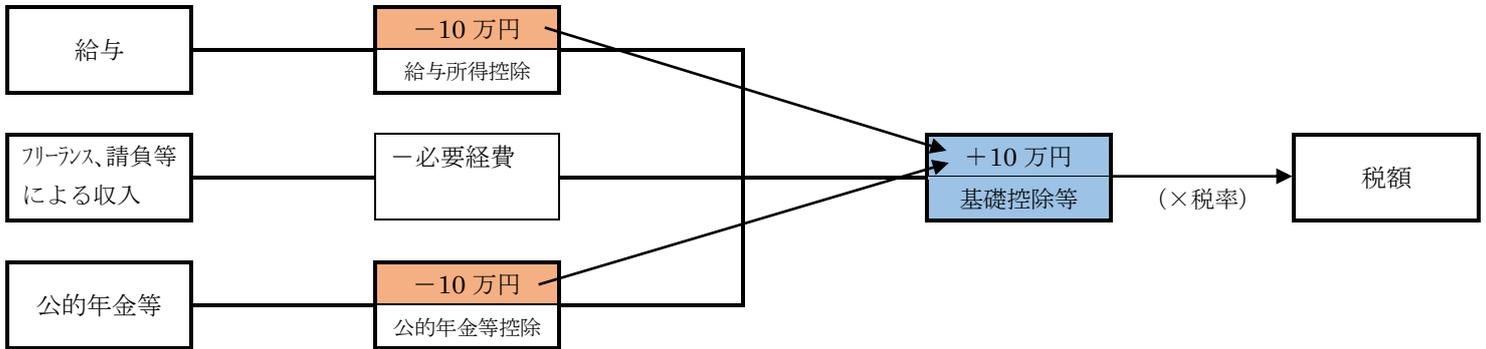


1. 控除の改正

給与所得控除・公的年金控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を 10 万円引き上げます。

※給与所得と公的年金雑所得の両方を有する方については、所得金額調整控除が創設され((5)2 参照)、こちらの適用があります。



(1) 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が一律 10 万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与収入の金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられます。
なお、給与と公的年金の両方を貰われている方等への措置も講じられます (所得金額調整控除)。

給与等の収入金額 (A)		給与所得控除	
		改正 後	改正 前
1,625,000 円以下		55 万円	65 万円
1,625,000 円超	1,800,000 円以下	$(A) \times 40\% - 10 \text{ 万円}$	$(A) \times 40\%$
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	$(A) \times 30\% + 8 \text{ 万円}$	$(A) \times 30\% + 18 \text{ 万円}$
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	$(A) \times 20\% + 44 \text{ 万円}$	$(A) \times 20\% + 54 \text{ 万円}$
6,600,000 円超	8,500,000 円以下	$(A) \times 10\% + 110 \text{ 万円}$	$(A) \times 10\% + 120 \text{ 万円}$
8,500,000 円超	10,000,000 円以下	195 万円	220 万円
10,000,000 円超			

(2) 公的年金控除の改正

- ・公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除額の上限が 195 万 5 千円となります。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が 1,000 万円を超え、2,000 万円以下である場合は一律 10 万円が、2,000 万円を超える場合は一律 20 万円が、それぞれ公的年金控除額から引き下げられます。

65 歳未満	公的年金等控除額				65 歳以上	公的年金等控除額			
	年金以外の所得			改正 前 (区分無)		年金以外の所得			改正 前 (区分無)
年金収入(A)	1 千万円以下	1 千万円超 2 千万円以下	2 千万円超		年金収入(A)	1 千万円以下	1 千万円超 2 千万円以下	2 千万円超	
130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円	70 万円	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円	120 万円
130 万円超～410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 25\% + 17.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 25\% + 7.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 25\% + 37.5 \text{ 万円}$	330 万円超～410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 25\% + 17.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 25\% + 7.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 25\% + 37.5 \text{ 万円}$
410 万円超～770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 15\% - 58.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 15\% + 48.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 15\% + 78.5 \text{ 万円}$	410 万円超～770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 15\% + 58.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 15\% + 48.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 15\% + 78.5 \text{ 万円}$
770 万円超～1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 5\% + 135.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 5\% + 125.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 5\% + 155.5 \text{ 万円}$	770 万円超～1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 5\% + 135.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 5\% + 125.5 \text{ 万円}$	$(A) \times 5\% + 155.5 \text{ 万円}$
1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円		1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円	

(3) 調整控除の改正

前年の合計所得金額が、2,500万円を超える納税義務者については、調整控除の適用はなくなります。

(4) 基礎控除の改正

- ・基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- ・納税義務者の合計所得金額が、2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると適用がなくなります。

前年の合計所得金額	基礎控除	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超～2,450万円以下	29万円	
2,450万円超～2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

(5) 所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、下記のアからウのいずれかに該当する場合。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入} \times 1 - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円

- ア. 特別障がい者に該当する
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

2. 給与所得と公的年金雑所得の両方があり、その合計金額が10万円を超える場合。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得} \times 2 + \text{公的年金雑所得} \times 2) - 10 \text{万円}$$

※2 10万円を超える場合は、10万円

2. 非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

扶養等の合計所得金額の要件が見直されます。

要件等	改正後	改正前	
障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する人的非課税措置の総所得金額	135万円以下	125万円以下	
均等割の非課税限度額の 前年の所得金額	同一生計配偶者及び扶養親族がいない方	38万円	28万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がいる方	28万円 × n + 26.8万円 ※	28万円 × n + 16.8万円 ※
所得割の非課税限度額の 前年の所得金額	同一生計配偶者及び扶養親族がいない方	45万円	35万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がいる方	35万円 × n + 42万円 ※	35万円 × n + 32万円 ※
同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得	48万円以下	38万円以下	
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得	48万円超～133万円以下	38万円超～123万円以下	
勤労学生の前年の合計所得	75万円以下	65万円以下	
家内労働者等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低	55万円	65万円	
寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の前年の総所得金額等	48万円以下	38万円以下	
雑損控除に係る親族の前年の総所得金額	48万円以下	38万円以下	

※ 「n」は、本人と扶養人数の合計人数

3. ひとり親の個人住民税の措置

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

・ひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たす者)である場合には、ひとり親として30万円の控除を適用できるようになります。

ア. その者と生計を一にする一定の子を有すること。

イ. 合計所得金額が500万円以下であること。

ウ. その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

・寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除をひとり親に該当しない寡婦にかかる寡婦控除(26万円)に改組されることになりました。また、寡婦控除の特例(いわゆる「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特別加算)を廃止することとなりました。

ア. 扶養親族を有する寡婦についても、上記(1)イの所得要件が追加

イ. 上記(1)ウの要件が追加

改正後

合計所得金額		500万円以下		
扶養の有無		なし	あり	子有り
離別	男			ひとり親
	女		寡婦	ひとり親
死別	男			ひとり親
	女	寡婦	寡婦	ひとり親
未婚	男			ひとり親
	女			ひとり親

改正前

合計所得金額		500万円以下			500万円超		
扶養の有無		なし	あり	子有り	なし	あり	子有り
離別	男	×	×	寡夫	×	×	×
	女	×	寡婦	寡婦特別	×	寡婦	寡婦
死別	男	×	×	寡夫	×	×	×
	女	寡婦	寡婦	寡婦特別	×	寡婦	寡婦



4. 中止イベントの寄附金税額控除措置

政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツイベントで、チケットを購入した観客がその払い戻しを受けることを辞退した、次の要件に該当する行事について、都道府県や市町村が条例で指定したときは、市町村民税の寄附金税額控除の対象となります。

<要件>

文化庁やスポーツ庁に指定を受けた以下のすべての要件を満たすもの

- ・文化芸術又はスポーツに関するもの
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったもの
- ・不特定かつ多数の者を対象とするもの
- ・日本国内で開催された又は開催する予定であったもの
- ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたもの
- ・中止の場合には、入場料金・参加料金等の払い戻し規約等のあるもの又は現に払い戻しを行っているもの

※控除対象となるチケット料金は最大20万円です。なお、他の寄附金税額控除の対象額も合わせて、総所得金額等の30%が上限となります。